

“国保からのお知らせ、

国保証に個人ごとの有効期限が表示されました

国民健康保険被保険者証の更新はもうお済みでしょうか。

今回更新の被保険者証から、個人ごとの有効期限が表示されるようになりました。これは、平成20年4月から現在の老人保健に代わって始まる「後期高齢者医療制度」に対応するためです。

来年4月から75歳以上の方は後期高齢者医療で医療を受けるようになりますが、この制度は独立した保険なので、現在加入の国保資格を喪失します。そのため、75歳到達月までが被保険者証の有効期限となりますのでご注意ください。



国民健康保険被保険者証			
有効期限	平成20年9月30日		
記号	島90	番号	012345
住所	飯館村〇〇字〇〇67番地		
氏名	飯館太郎	性別	男
保険者番号並びに印	071308 福島県相馬郡飯館村		
交付年月日	平成19年10月1日		

この証で療養給付を受けることのできる被保険者氏名	性別	生年月日	取得年月日	有効期限
飯館太郎	男	昭和42.1.1	1991.12.30	※
飯館花子	女	昭和42.2.2	1991.2.20	※
飯館一郎	男	昭和8.3.3	1991.3.20	※
飯館良子	女	昭和8.6.6	2006.6.30	※

個人それぞれの有効期限が表示されました。
後期高齢者医療該当（75歳到達）までが有効期限です。

○有効期限表示の例

生年月日	有効期限
昭和8年4月1日以前の方	平成20年3月31日 →4月から後期高齢者医療該当
昭和8年4月2日から9月1日までの方	誕生日の月まで（1日生まれの方は前月まで）→翌月から後期高齢者医療該当
昭和8年9月2日以降の方	平成20年9月30日 （来年の国保の有効期限まで）

※なお、後期高齢者に該当した場合、医療費の給付については老人医療と変わりませんが、保険料は被保険者自身が納めるようになります。

※後期高齢者医療制度については、16～17ページをご覧ください。

退職者医療制度も変わります

退職者医療についても平成20年4月から制度が変わり、65歳以上の方及びその被扶養者の退職者医療が廃止され平成20年4月現在で65歳以上の方は4月から国保に切り替わります。このため、被保険者証の有効期限も該当者は3月31日になっています。



▲調理実習のようす

この研修会は、同協議会が会員の調理学習と交流などを目的に、会場を持ち回りで年2回行っています。

飯館村会場となった今回の研修会では、調理実習として、チーズ入り焼きおにぎりなど子ども向けの料理を7品試作・試食したほか、3B体操で気持ち良く汗を流しながら交流しました。

相双地区食生活改善推進協議会の研修会が「いちばん館」で開かれ、管内市町村の食生活改善推進員ら30人が出席しました。

9/19
相双地区食生活改善推進協議会研修会

調理実習と体操で交流